

下野市社会福祉協議会移送サービス事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者等に対し、移送サービス事業（以下「事業」という。）を提供することにより、高齢者及び身体障害者等の利便性を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、下野市社会福祉協議会とする。ただし、利用及び費用負担の決定を除き、事業を適正に運営できると認められる業者（以下「業者」という。）に、事業の運営の一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、下野市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者又は身体障害者で、歩行ができず常時車イスを必要とする者であり、一般の交通機関を利用するのが困難な者とする。

2 前項に掲げるもののほか、この利用には次の条件を満たす者とする。

- (1) この事業を利用することにより、家族及び医師等から身体状況が悪化しないと確認できる者
- (2) 感染症及び特殊な疾患がない者
- (3) その他会長が必要と認めた者

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、移送用車両（リフト付ワゴン車等）により、利用者の居宅と医療機関間の送迎を行うものとし、家族等の同乗を必要とする。

- 2 原則として、運転手は運転のみであり、利用者の介助はしないこととする。
- 3 車両のみの貸出しはしない。

(利用区域)

第5条 この事業の利用区域は原則として下野市内とする。

(利用日時等)

第6条 利用日時及び利用時間は、次に掲げる日を除いた日の午前9時から午後5時までとする。

- (1) 土・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

(利用料)

第7条 この事業の利用料は、無料とする。

(利用の申請)

第8条 この事業を利用しようとする者は、移送サービス申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第9条 会長は、前条の申請があったときは、利用者の身体状況等を調査し、利用の可否を決定し、その結果を移送サービス決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 利用者は利用について概ね1週間前までに予約することとする。

3 修理・故障等の理由により車両を運行できなくなった場合は、利用者に対し、いつでも取消しができるものとする。

(変更の届出)

第10条 利用者は、利用状況等に変更が生じたときは、移送サービス変更届(様式第3号)により、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の届出に基づき変更を決定したときは、移送サービス利用(変更)・(廃止)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(利用の取消)

第11条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取消することができる。

(1) 申請が虚偽又は不正な手段によると認めるとき

(2) 市外に転出したとき

(3) その他この事業の対象として適当でないと認めるとき

2 会長は、前項の規定により取消しを行ったときは、移送サービス利用(変更)・(廃止)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。